

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目五十 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 交通安全対策について

・新設される「荷さばき施設2」の車両出入口は、「駐車場」出口と接近しているため、お客様及び納入業者等への注意喚起を行うこと。

・新設の荷さばき施設2の前面道路は、住宅街に隣接する道路であることから、大型車通行に十分な幅員ではない。そのため、通行に当たっては他の車両通行に配慮するとともに、近隣住民の安全を確保するよう十分注意すること。

二 騒音・振動の対策について

・商品の搬入や廃棄物等の搬出において、アイドリングストップを徹底すると共に、作業に伴う騒音・振動が近隣住民に不快感を与えないようにすること。

・早朝、深夜等の営業時間外の作業については必要最小限とし、苦情が発生した場合は直ちに作業を停止し対応にあたること。また、住宅脇や道路上での積み下ろし等苦情の要因となる作業は絶対に行わないこと。特に荷さばき施設2の時間帯及び大型車の進入については隣接住民に対して必要性等についての説明を十分に行うこと。

三 廃棄物の処理に関する事項

・廃棄物等の適正な管理を行い、店舗周辺を含め悪臭やゴミの散乱がないように常に清潔な環境を保つこと。特に廃棄物保管施設dについては、臭気対策を講じること。

四 その他

・近隣住民からの苦情等については誠意を持って対処し、起因されるものについては改善すること。

・白岡町環境基本条例に基づく事業者の責務を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年八月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター